

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局医療介護連携課医療費適正化対策推進室）

項目名	病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置											
税目	印紙税											
要望の内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条の規定により都道府県が行う病床転換助成事業については、当該事業に係る社会保険診療報酬支払基金の業務に関する印紙税の非課税措置が設けられている。</p> <p>当該事業の期限は令和5年度末までとされているところ、令和6年度概算要求において、事業期限の延長を要望しているところ。延長の期間を含め、事業延長の可否を予算編成過程で決定することとしているが、当該事業の期限が延長された場合は、延長後の印紙税の非課税措置についても、期限まで延長することについて要望する。</p> <p><関係条文> 印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第三 非課税文書の表（第5条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（改正増減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成事業及び税制上の措置を延長することにより、円滑な転換を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>病床機能の分化は重要であり、医療療養病床から介護施設への転換は現在も進んでいることから、病床転換助成事業の期限を更に延長し、引き続き助成を実施する必要がある。病床転換助成事業の期限を延長することとした場合に、それに伴い、当該事業に係る印紙税の非課税措置を延長する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
		政策の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	病床転換助成事業の期限が延長された場合、令和6年4月1日から延長後の当該期限まで。
		同上の期間中の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	医療機関からの申請に応じ、適切に病床転換助成金が支払われている。
		要望の措置の適用見込み	社会保険診療報酬支払基金（1法人）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保険診療報酬支払基金による病床転換支援金等の徴収が円滑に行われることにより、病床転換助成事業の円滑な実施が図られる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成する。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者＝10：5：12で、国の令和6年度概算要求額（案）は約1億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	療養病床転換支援金等を納入した保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金が発行する領収書について、印紙税が非課税となっている。 令和4年度：総支援金等額約 2118 万円 令和3年度：総支援金等額約 2255 万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	社会保険診療報酬支払基金による療養病床支援金等の徴収が円滑に行われる。
	前回要望時の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により本税制措置が設けられて以降、平成25年度税制改正要望、平成30年度税制改正要望において同様の要望を認めていただいた。	